

## 運輸安全マネジメントの取り組み

北都交通株式会社

## 平成24年度運輸安全マネジメント

### 1. 安全方針

北都交通株式会社は、旅客自動車運送事業及び公共交通機関としての社会的使命を重く受け止め、経営トップ自らが輸送の安全の確保こそが事業の根幹である事を深く認識し、社内における輸送の安全確保にその主導的な役割を果たさなければならない。

また、輸送の安全確保こそが旅客運送事業者の責務であることを絶えず全社員に意識づけし、生活と経済の発展に貢献すべく、全力で事業に取り組みます。

### 2. 輸送の安全に関する目標及び達成状況

#### (1) 平成23年度実績

人身事故 0件 対物事故 9件 単独事故18件

#### (2) 平成24年度目標

人身事故 0件 対物事故前年比50%削減  
単独事故件数前年比50%削減

### 3. 自動車事故報告規則第2条の規定による事故件数

平成23年度 0件

### 4. 輸送の安全に関する重点施策

#### (1) 運行管理の徹底について

- ①月別の重点項目を決めて、運行管理者が始業点呼・終業点呼時に運転者対面点呼を行ない、指導を徹底します。
- ②点呼の際、乗合・貸切等のアルコールの有無・免許証の有効期限・健康状態などを厳格にチェックします。
- ③輸送の安全に関する情報を的確に周知・伝達します。
- ④全国交通安全運動期間の実施項目を、点呼時に周知します。

#### (2) 整備管理者の徹底について

- ①車輛の日常点検の結果に基づき、的確に整備を実施します。
- ②定期点検を計画的・確実に実施します。
- ③車齢・走行距離を考慮して自主点検を行い、車輛故障の未然防止に努めます。

#### (3) 事故防止の取り組みについて

- ①年2回（春・秋）事故防止推進会議を開催し、安全への取り組みを全社員で確認します

- ・春季 平成24年4月4日
- ・秋季 平成24年11月5日

(4) 乗務員の健康管理、過労防止について

- ①健康診断を基に、産業医と協力しながら乗務員の健康管理に努めます。
- ②乗務割の際は、運転者に十分な休息・睡眠がとれるよう細心の注意を払います。

5. 輸送の安全に関する予算

(1) 23年度実績

- ・運行管理者講習                      ・整備管理者の講習                      ・健康診断受診（2回）
- ・個人別無事故表彰                      ・班別無事故表彰                      ・各種外部講習

(2) 24年度予算（1,500,000円）

- ・運行管理者講習                      ・整備管理者の講習                      ・健康診断受診（2回）
- ・個人別無事故表彰                      ・班別無事故表彰                      ・各種外部講習
- ・携帯・固定用アルコールチェッカー購入

6. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

※別紙①の輸送の安全に関する計画表のとおりです。

7. 運輸の安全に関する連絡体制

※別紙②の輸送の安全に関する連絡体制のとおりです。

8. 安全管理規程

※別紙③の安全管理規程のとおりです。

9. 安全統括管理者

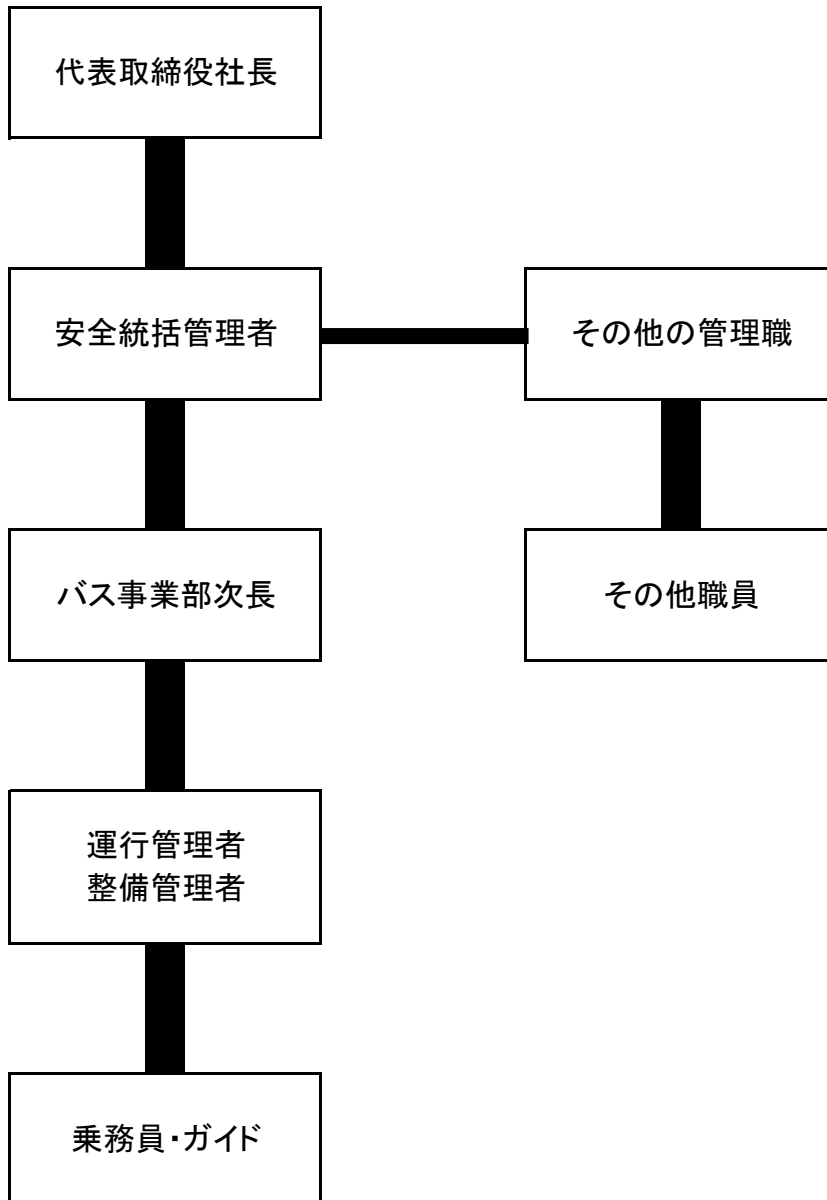
安全統括管理者      常務取締役      粟 喜代松

## 平成24年度 輸送の安全に関する計画表

月	実施事項	期間	内容
4月	春の全国交通安全運動 事故防止対策会議	上旬	春の交通安全運動 新入学（園）児・高齢者の交通事故防止
		下旬	23年度の結果と反省及び24年度の取り組みについて協議・方針決定
5月	車両点検整備強化旬間	上旬	繁忙期を前に車両及びシートベルトを含めた装備機材の点検整備
6月	シートベルト着用強化月間	上・中・ 下旬	貸切・都市間バス、乗客・乗員に対するシートベルトの着用強化の指導
7月	夏の交通安全運動	下旬	道交通安全対策会議の計画に基づき実施
8月	夏の行楽期の事故防止	上・下旬	行楽地での安全運転、事故防止の啓発・スピードの出し過ぎ防止
9月	秋の全国交通安全運動	下旬	道交通安全対策会議の計画に基づき実施
10月	車両・装備部品等の総点検 冬道安全運転研修会	下旬	冬期を前に車両及び装備資機材の点検整備
		上旬	冬型事故防止のため、実体験による研修
11月	冬期の事故防止旬間 事故防止対策会議 健康診断 冬の交通安全運動	上旬	路面凍結期にむけての事故防止啓発
		下旬	上半期の事故に対するの検討及び防止対策の対応
		下旬	2回目の健康診断
		下旬	道交通安全対策会議の計画に基づき実施
12月	年末年始輸送安全総点検	下旬	年末年始輸送等に関して、バスターミナル等の安全総点検
1月	年末年始輸送安全総点検	下旬	年末年始輸送等に関して、バスターミナル等の安全総点検
2月	車内事故防止	上旬	車内案内マイク使用徹底での車内事故防止対策強化
3月	融雪期における速度抑制強化	上旬	車間距離の保持の徹底及びスピードダウンの励行

上記のほかにも随時、適性診断の受講・運行管理者の研修・整備管理者研修、その他安全に係わる講習会等に参加し事故防止に努めます。

## 輸送の安全に関する連絡体制



# 北都交通株式会社 安全管理規程

## 目次

第一章	総則
第二章	輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
第三章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
第四章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この規定（以下「本規定」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条及び第22条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

## 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（PDCA）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行する事により、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。

- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

### 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
  - (2) 運行管理者
  - (3) 整備管理者
  - (4) その他必要な責任者
- 2 運行部長は安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保のために各管理者を統括し、指導監督を行う。
  - 3 各管理者は、運行部長の命を受け、輸送の安全確保のために営業所内を統括し、指導監督を行う。
  - 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- (6) 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

#### 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等の双方向の意思疎通を十分に行うこ



とにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるよう努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部調査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全確保のために必要と認める場合には、輸送の安全確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反により重大な事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項に

において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後100日以内に外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対して公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に管理、保存する。

実施日 平成24年8月20日